

安芸市議会事務局 障がい者活躍推進計画

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 機関名                      | 安芸市議会事務局  |
| 任命権者                     | 安芸市議会議長   |
| 計画期間                     | 令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）  |
| 安芸市における障害者雇用に関する課題       | 当機関は職員数が少なく、法定雇用率の対象外となっていたため、障がい者の雇用に関する経験がなく、障害者雇用についての体制整備ができていない。   |
| 目標                       |   |
| ① 採用に関する目標               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の採用にあたっては、障がい者を差別することなく能力本位の選考を行う。また、障害者雇用の不足数0を維持する。</li> <li>・ 障がい者の採用選考にあたっては障がい特性に配慮した選考を行う。</li> </ul>            |
| ② 定着に関する目標               | 障がい者を雇用した場合に備え、他機関の定着に関する事例の収集検討を行う。  |
| 取組内容                     |   |
| 1. 障がい者の活躍を推進する体制整備      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</li> <li>・ 障害者である職員等の相談窓口として、職員係より障害者職業生活相談員を選任するとともに、高知労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</li> </ul> |
| 2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | 障がい者の雇用に備え、他機関の事例の収集検討を行う。  |
| 3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備   | <p>障害者である職員に対しては、相談窓口への相談のほか必要な配慮等継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する</p>  |
| 4. その他                   | 国等による障害者就労施設等から物品の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて障がい者の活躍の場の拡大を推進する。  |